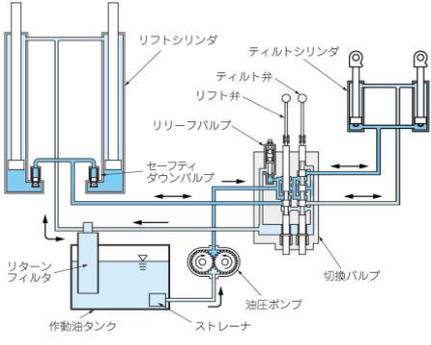
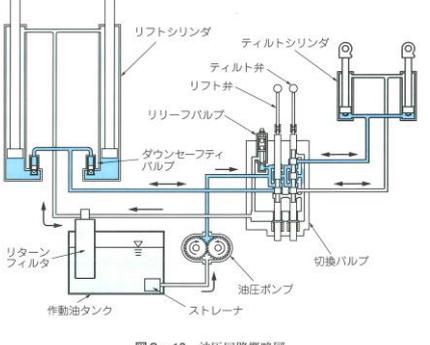
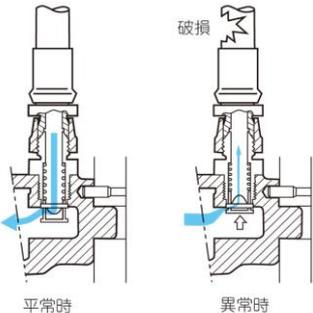
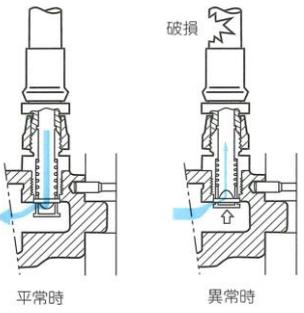


技能講習テキスト「フォークリフトの運転」新旧対照表 (改訂第16版1刷⇒改訂第17版1刷)

項目	テキストページ	項番	行・図表	旧(改訂第16版1刷)	新(改訂第17版1刷)	
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 KT-16H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 KT-17H-1Z	
奥付				2023年12月20日 改訂第16版1刷	2025年1月20日 改訂第17版1刷	
まえがき				公益社団ボイラ・クレーン安全協会 会長 前田 豊	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	
第2章 フォークリフトの走行に関する装置の構造および取扱いの方法に関する知識	24	2.1.1 (3) (c)		③ かじ取り用電動機 かじ取り用電動機は交流式電動機のもので一般に使用され、…	③ かじ取り用電動機 かじ取り用電動機は、交流式電動機と直流式電動機の2種類が使用され、交流式電動機が増加していますが、直流式電動機も依然として使用されています。	
		30	2.1.2 (5)	…フォークリフトでは一般に直流直巻式電動機が用いられていて、その速度は電圧を変えることにより行い次の2つの方式が一般的です。	… 直流直巻式電動機 では、その速度は電圧を変えることにより行い次の2つの方式が一般的です。	
第3章 フォークリフトの荷役に関する装置の構造および取扱いの方法に関する知識	54	3.1.1 (1)		…「基本荷重中心に最大荷重の荷を負荷させたときにフォークに生じる応力の値は、当該フォークの鋼材の降伏強さの値の3分の1以下の値であること。」と決められています。	…「 基準 荷重中心に最大荷重の荷を負荷させたときにフォークに生じる応力の値は、当該フォークの鋼材の降伏強さの値の3分の1以下の値であること。」と決められています。	
		58	3.1.2 (2)	図3-10	 <p>図3-10 油圧回路概略図</p>	 <p>図3-10 油圧回路概略図</p>
		64	3.1.3 (6)	図3-20	(6) セーフティダウン弁  <p>図3-20 セーフティダウン弁</p>	(6) ダウンセーフティバルブ  <p>図3-20 ダウンセーフティバルブ</p>
第8章 関係法令	127			労働安全衛規則(抄) 改正 令和5年9月29日厚生労働省令第121号	労働安全衛規則(抄) 改正 令和6年6月3日厚生労働省令第95号	
	131			(接触の防止) 第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。	(接触の防止) 第151条の7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に 当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。 ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。	

項目	シート ページ	項番	行・図表	旧(改訂第16版1刷)	新(改訂第17版1刷)
	132			<p>(立入禁止)</p> <p>第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）については、そのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。</p>	<p>(立入禁止)</p> <p>第151条の9 事業者は、車両系荷役運搬機械等（構造上、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。）を使用する作業場において作業に従事する者がそのフォーク、ショベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、ショベル、アーム等が不意に降下することによる危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるとき（当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させ、かつ、当該請負人に対し、安全支柱、安全ブロック等を使用する必要がある旨を周知させるとき）は、この限りでない。</p>
	133			<p>(搭乗の制限)</p> <p>第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>	<p>(搭乗の制限)</p> <p>第151条の13 事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）を用いて作業を行うときは、当該作業場において作業に従事する者を乗車席以外の箇所に乗せてはならない。ただし、墜落による危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p>
	133			<p>(修理等)</p> <p>第151条の15 …</p> <p>一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。</p> <p>二 第151条の9第1項ただし書に規程する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。</p>	<p>(修理等)</p> <p>第151条の15 …</p> <p>一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。</p> <p>二 第151条の9第1項ただし書に規程する安全支柱、安全ブロック等の労働者の使用状況を監視すること。</p>
	141			<p>安全衛生特別教育規程（抄）</p> <p>改正 令和元年8月8日厚生労働省令告示第83号</p>	<p>安全衛生特別教育規程（抄）</p> <p>改正 令和6年6月3日厚生労働省令告示第213号</p>
					<p>※P131～133の規則については、令和7年4月1日施行となります。</p>